

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

今治市長 徳永 繁樹

市町村名 (市町村コード)	今治市 (382027)
地域名 (地域内農業集落名)	玉川地区 (畑寺、高野、中村、小鴨部、別所、八幡、鬼原、大下、中通、日之浦、奈良之木、古屋之谷、神子之森、妙見前、小川、葛谷、中通、中村、木地、法界寺、大野、三反地、摺木、与和木、鍋地、桂、御厩、長谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業で採算がとれない。
人口減少や高齢化による担い手不足、後継者不足のため、農業者が減少している。
農業者の減少に伴い耕作放棄地が増加している。
新規就農者の確保・育成、労働者の確保が課題である。
今まで被害の無かった地域まで、イノシシの被害が拡大している。
山間地域の農地は形状が悪く、面積が小さい農地が多く、大型の機械で作業できないため、これ以上の農地の集積、面積の拡大は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営体の法人化を目指す。
新規就農者・後継者を育成し、担い手を確保するとともに、地域内外から農地を利用する者を確保する。
昼夜の温度差もあり、清流で育てられた玉川地域のお米のブランド化を行政やJAと一緒に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	617 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	400 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地、担い手の所有する農用地、農用地利用集積計画等により権利設定された農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を図るとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の意向に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、経営意向を踏まえた担い手として育成していくため、市・県・JAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除、収穫など、省力化が図られる作業は、農業支援サービス事業者を積極的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。

⑦保全・管理等

・中山間地域等直接支払事業等を活用しながら農地の適切な保全・管理等を継続して実施する。